

次期行動計画 見直しの方向性について

- 基本理念や基本的な考え方（多様な主体、施策の横断的な視点等）、施策の柱・方向性については答申に基づき見直しを図ることを予定している。
- 各事業・評価指標については、それぞれ以下の方向性で見直しを図ることを予定している。

事業

方向性① 高齢・障害・子育て等の福祉分野を中心に、S O G I Eの視点を導入すること

方向性② 女性支援新法、理解増進法で求められる事項に対応すること

評価指標

方向性① 「施策の柱」ごとに設定している現行動計画の指標の要否・位置づけ等を再検討すること

方向性② 令和7年度意識調査の詳細分析を通じ、渋谷区の課題に合致した指標を検討すること

⇒それぞれの詳細は後述

次期行動計画 事業の見直しの方向性について

方向性① 高齢・障害・子育て等の福祉分野を中心に、SOGIEの視点を強化・導入すること

- 答申では、「次期行動計画における施策の横断的な視点」を掲げ、「無意識の思い込みに気付き、日常の対応や業務の見直しにつなげる」「複合的困難を見落とさない」などが掲げられている。こうした横断的な視点を踏まえて区民等の支援を行えるよう、これまで以上に、福祉分野を中心としてSOGIEの視点を強化・導入することが重要と考えられる。
- これに資するよう、他自治体の事例を参考に、SOGIEの視点を踏まえた形で福祉分野の事業を検討する。具体的なフローとしては以下を想定している。

他自治体の事例収集

事例収集結果も踏まえ、
渋谷区の各事業主管課に
ヒアリングを実施

渋谷区として
実施すべき事業を検討

- パートナーシップ導入に積極的に取り組むなど、SOGIEに関して積極的な自治体10程度を想定
- 主管課ヒアリングは8～9月頃に実施。主管課ヒアリングのタイミングで、事業についても検討することを想定している。

次期行動計画 事業の見直しの方向性について

方向性② 女性支援新法、理解増進法で求められる事項に対応すること

- 2024年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（女性支援新法）では、女性をめぐる課題の複雑化、多様化、複合化を受けて、多様な支援を包括的に提供する体制を整備するため、国・地方公共団体が必要な施策を講じる責務が明記されている。

法の基本理念

- 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること
- 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること
- 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること

※性自認が女性であるトランスジェンダーの者については、「トランスジェンダーであることに起因する人権侵害・差別により直面する困難に配慮し、その状況や相談内容を踏まえ、他の支援対象者にも配慮しつつ、関係機関等とも連携して、可能な支援を検討することが望ましい」とされている。

地方公共団体の責務

- 地方公共団体は、これらの理念に基づき、支援対象者の多様なニーズに応じた、地域の関係機関等の連携・協働による、支援対象者への包括的かつ継続的な「つながり続ける」支援、行政機関のみでは実施が難しい支援を行っている民間団体との協働に努める。また、国及び地方公共団体は、人材の育成、国民への教育・啓発、広域連携体制の構築などに取り組み、全国において困難な問題を抱える女性への支援が適切に実施されるよう努める。

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用 ● 関係地方公共団体相互間の緊密な連携 ● 都道府県／市町村基本計画の策定 ● 民間団体との協働 | <ul style="list-style-type: none"> ● 支援調整会議の組織 ● 教育・啓発 ● 調査研究の推進 ● 人材の確保、養成、資質の向上 ● 民間の団体に対する援助 |
|---|--|

⇒複合化・複雑化した問題の解決のため、多様な関係機関と連携して包括的かつ切れ目ない支援を提供する体制の整備が求められる

次期行動計画 事業の見直しの方向性について

方向性② 女性支援新法、理解増進法で求められる事項に対応すること

- 2026年6月に閣議決定された理解増進法の基本計画では、自治体職員や住民の知識習得に係る記載が多くみられることから、この点も踏まえて事業を検討する。（なお、基本計画は政府が講ずべき施策を示したものである。ただし、区としての事業検討の参考になり得ると考えられることから、一部抜粋して掲載している）

知識の着実な普及

- 国は、地方公共団体への情報提供や、各地方公共団体が研修等で活用できる資料等を作成・提供することなどを通じて、地域や家庭における広報・啓発活動の一層の推進を図る。
- 医療機関について、地方公共団体を通じるなどして、SOGIの多様性に関する知識の普及を行い、適切な対応が行われるよう促す。福祉関係施設等についても同様に、地方公共団体を通じるなどして、知識の普及等を行う。
- 国は、研修等で活用可能な教材を作成し、地方公共団体職員等の理解の増進に努める。
- （前略）性的マイノリティの人権に関し、地方公共団体の人権啓発行政に携わる職員等を対象とした研修の実施等を通じて、性的マイノリティの人々の人権への理解を深めるための啓発活動を推進する。

⇒職員の知識習得に係る記載と、住民への情報発信に係る記載が多い。また、医療機関や福祉関係施設に特段の言及有り。

相談体制の整備

- 児童生徒等に対する相談体制の充実に向けて、学校の教職員の適切な理解を促進するため、教職員向けのパンフレット等や各種研修会等を活用した取組を進める。
- 学校における児童生徒等への適切な対応を促すため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用した相談体制を充実させるとともに、関係機関との連携を促進する。
- 行政機関等において配偶者等からの暴力の被害者の相談支援等を行う者に対し、同性カップル間の暴力など多様な形があり得ることに留意が必要であることについて、引き続き周知を行う。
- その他、様々な相談機関においてSOGIを背景とした相談対応が適切に行われるよう、相談機関に対してSOGIの多様性に係る必要な知識の普及啓発を行う。

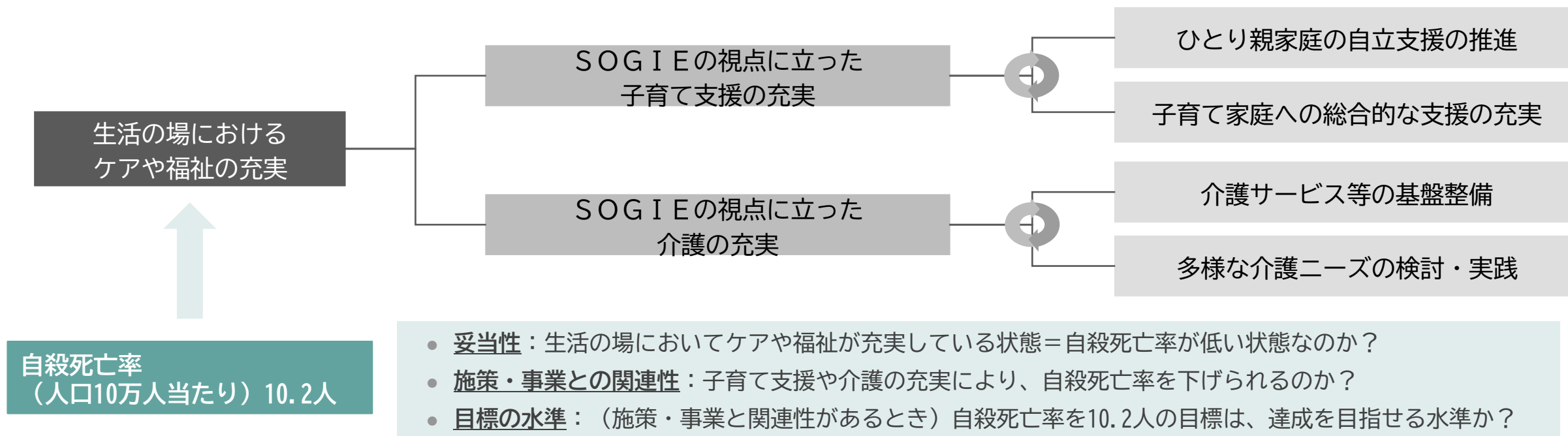
⇒相談対応に当たる職員の知識習得に係る記載が多い。

次期行動計画 評価指標の見直しの方向性について

方向性① 「施策の柱」ごとに設定している現行動計画の指標の要否・位置づけ等を再検討すること

- 現行の評価指標は、評価指標と施策の柱（あるいは事業）との関係性が必ずしも明確ではなく、施策の進捗状況等を確認するうえで活用しづらいという課題がある。

【例】「施策の柱Ⅳ．生活の場における福祉ケアや福祉の充実」の場合



次期行動計画 評価指標の見直しの方向性について

方向性② 令和7年度意識調査の詳細分析を通じ、渋谷区の課題に合致した指標を検討すること

- 社会情勢等も変化中、これからの渋谷区が目指すべき姿に向かっていくことができるよう、意識調査の結果の掘り下げを行って特に注目すべき課題を特定し、それに応じて評価指標を設定してはどうか。具体的なフローとしては以下を想定している。

意識調査の
結果分析・掘り下げ

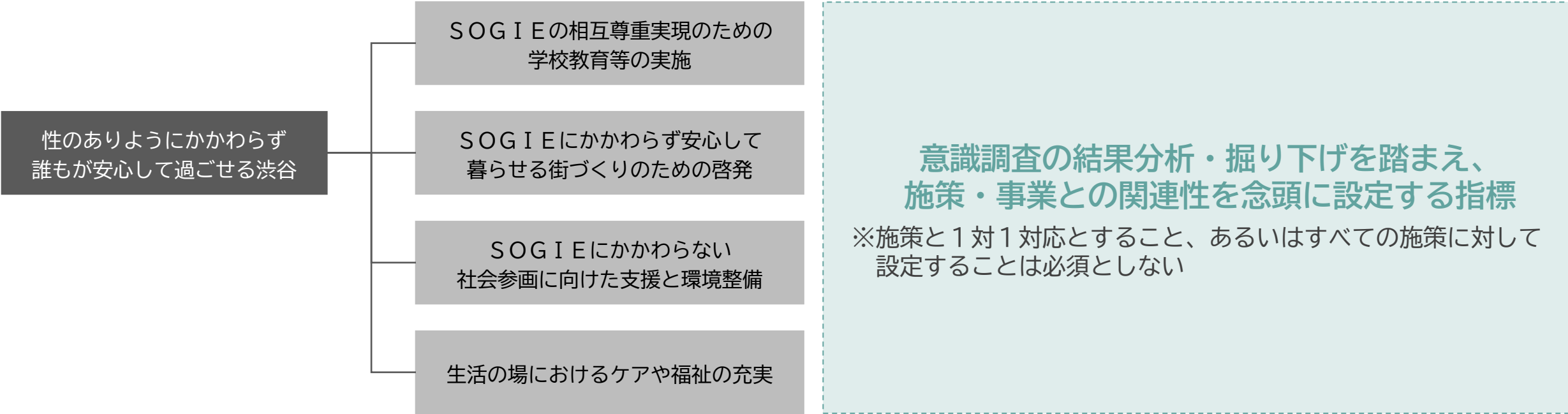
渋谷区に特徴的な課題
・長期計画等も踏まえて
特に取り組むべき課題を特定

評価指標を検討
(必要に応じて事業も)

- 全国値や他自治体との比較、意識調査報告書で実施している属性別クロス集計の詳細確認等を想定
- 可能な限り、更新頻度の高いデータを活用するが、難しい場合は課題の導出に用いた意識調査の結果を活用する
- 施策の柱単位で設定することは必須としない

次期行動計画 評価指標の見直しの方向性について

方向性①・②を踏まえた最終的な見直しイメージ



区の状態を確認するための参考指標

※主に、現行計画の評価指標のうち必要なものを位置づけることを想定